

公立病院経営強化プランの策定について (大阪市北部基本保健医療圏)

【病院一覧】

- ・ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立総合医療センター
- ・ 地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立十三市民病院

地方独立行政法人大阪市民病院機構 第3期中期計画（策定中）の概要

大阪市立総合医療センター

策定方針

令和6年度からの第3期中期計画期間においては、令和6年度より適用となる医師の時間外労働規制をはじめとした働き方改革の取り組み、新興感染症対策を含んだ第8次医療計画及び地域医療構想を踏まえた医療提供体制への対応に向けた取り組みを推進していく。また、これらに的確に対応していくため、施設の老朽化対策などにも備えながら、更なる経営改善に引き続き取り組む。

総務省通知の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に準拠する形での記載としている。

今後当院が担う医療機能

地域医療機関との連携及び役割分担のうえ、求められる医療機能の充実を一層進める。

●総合医療センターにおいては5疾病（がん・脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患・糖尿病・精神疾患）・5事業（救急医療・災害医療・周産期医療・小児医療・新興・再興感染症等医療）を含めた高度・専門医療などに取り組む。

経営形態

平成26年10月の独立行政法人化以来、広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療を提供するという基本理念のもと、市民の健康の維持及び推進に努めてきた。

今後も医療環境の変化に柔軟に対応しながら、診療機能のより一層の充実・強化に取り組むとともに、安心、安全、納得の質の高い医療を提供することで、市民の信頼に引き続き応えていく。

経営健全化に向けた取り組み

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の達成に向けた取り組みを一層進める。

●新規患者の獲得及効率的な病床運営等による医業収益の確保や経費節減等の経営改善に取り組む。

●収入の確保や費用の抑制に積極的に取り組みながら第4期中の経常黒字化に向け、より効率的な病院経営に努める。

地方独立行政法人大阪市民病院機構 第3期中期計画（策定中）の概要

大阪市内十三市民病院

策定方針

令和6年度からの第3期中期計画期間においては、令和6年度より適用となる医師の時間外労働規制をはじめとした働き方改革の取り組み、新興感染症対策を含んだ第8次医療計画及び地域医療構想を踏まえた医療提供体制への対応に向けた取り組みを推進していく。また、これらに的確に対応していくため、施設の老朽化対策などにも備えながら、更なる経営改善に引き続き取り組む。

総務省通知の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に準拠する形での記載としている。

今後当院が担う医療機能

地域医療機関との連携及び役割分担のうえ、求められる医療機能の充実を一層進める。

●十三市民病院においては、5疾病のうちがん医療ならびに糖尿病医療を中心とし、5事業については、各領域において適切に体制を整え医療提供を行うとともに、大阪市内唯一の結核入院医療を提供することで地域医療への貢献を果たす。

経営形態

平成26年10月の独立行政法人化以来、広く市民に信頼され、人間味あふれる温かな医療を提供するという基本理念のもと、市民の健康の維持及び推進に努めてきた。

今後も医療環境の変化に柔軟に対応しながら、診療機能のより一層の充実・強化に取り組むとともに、安心、安全、納得の質の高い医療を提供することで、市民の信頼に引き続き応えていく。

経営健全化に向けた取り組み

中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標の達成に向けた取り組みを一層進める。

●新規患者の獲得及効率的な病床運営等による医業収益の確保や経費節減等の経営改善に取り組む。

●収入の確保や費用の抑制に積極的に取り組みながら第4期中の経常黒字化に向け、より効率的な病院経営に努める。